

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
2	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が定まっているために、実務の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じ、変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者間で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。 ついては、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が定まっているために、実務の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じ、変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者間で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。 ついては、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	支給認定証が任意交付となれば、保育義務または認定区分変更の際に返還義務のある保護者、取りまとめを行う幼稚園等、発行する自治体の事務が大層に簡素化できるため、三者の負担軽減や経費の削減に繋がるものと考えられる。	子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則第2条、第5条、第6条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	倉敷市		石狩市、秋田県、鶴岡市、五所市、青森市、三好市、各務原市、瑞穂市、浜松市、津島市、尾張旭市、八幡市、伊予市、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、東温市、北九州市、八次市、大分市	<p>提案市と同様の事例が発生していると同時に、同じ保育所等に入所しては3号から2号への変更は毎月発生し、誕生日に毎月50～60枚交付しているが、当初入所時に交付した支給認定証を紛失している場合が多く、交付した支給認定証を使用するケースは稀であり、一時的に交付している事務となっている。入所調整は市で行っているため、支給認定証の必要は極めて低い。</p> <p>○支障事例あり、倉敷市以外の市町村からも支給認定証発行が、手続きを煩雑化しているとの声がある。市町村が利用調整を行う仕組みを前提すれば、保護者にとって認定証の必要性は低い。</p> <p>○支給認定内容の変更や失効に伴う認定証の発行業務が大きな負担となっている。保護者が支給認定証を活用するシーンにはほぼ関係と考えられ、事務量軽減のための何らかの対策が必要と考ええる。</p> <p>○支給認定証の意味を保護者が十分理解されていないこともあり、保育所においては、毎月3歳到達者の保護者に対して2号への変更の認定証を交付すると、そのことに対する問い合わせが頻発を要する。件数は年間500件程度ではあるものの毎月発生する事例は、提案に増えている。また、入所申請書と支給認定申請書を兼ねた申込様式になっているため、入所できない方にも30日以内に支給認定証を交付すると、入所できるものと勘違いをされるケースがあり、支障をきたした。</p> <p>○支給認定の業務量は膨大な量であり、毎月変更があり、認定証を使用する機会も少なく、紛失している保護者もいる。については、事務軽減を図るうえでも保護者が必要とする場合に交付する制度が望ましい。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育時間調整の場合であっても、勤務時間によっては保育標準時間認定とななど、その区分は明確ではない。特異児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握をきめ、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う支給認定変更に係る事務及びこれに伴う支給認定証の交付事務は、本市においても事務の増進がみられ、事業者の負担増となっている。また、保護者においても、支給認定証の交付の意味が十分浸透されておらず、支給認定変更あつての返還が滞る事例が多い。支給認定証の交付については、提案団体の支障事例と同様と考ええる。</p> <p>○支給認定証については健康保険証や介護保険証のようにその都度提示する必要がないので、保護者と事業者(保育所等)と認定する市区町村で認定内容が把握できていれば、変更の都度証書を交付する必要性はないのではないか。支給認定証は認定の内容に変更がなくても、住所変更等認定証の記載の内容に変更があった場合は再度交付しなければならないので非常に事務処理が煩雑になるので、事務の合理化の観点からも、その都度認定証の交付を義務付けることは望ましい。</p> <p>○支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転園により(市外転園の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園情報が提供されるため、実際に使用する機会ほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を交付することと規定されているため、保育利用の進捗事務において、期間的に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定していく方が効率的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。</p> <p>○施設利用の相談や申請受付付時には、まず制度や施設利用までの手順を説明することになるが、認定証については、「利用することはあまりありませんが紛失しないでください。また紛失しても変更は無いです」と説明することになり、結果的に保護者とも「意味がない」ことを双方確認することになる。また、児童福祉においては、各種医療証や手帳の証書等が発行されており、証の発行・変更の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から廃棄まで、事務的作業は大きな負担となっている。ついては、支給認定証の発行は任意交付の制度としていただきたい。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現状支給認定区分の変更時に返却依頼し、再交付しているのにもかかわらず、それ以外に必要としない。返却依頼し紛失している場合は、変更前の支給認定証を再交付申請により再発行し、交付せず返却された扱いとしている。また、広域利用においても市外の利用する保育所等又はその保育所等が所在する市町村と支給認定保護者の住所地の市町村とが委託契約することから、支給認定保護者の住所地の市町村で支給認定区分が確認できるため、必ずしも支給認定証を必要としない。これらの理由から支給認定証は、支給認定の発給、支給認定区分の確認等のために必ずしも必要でなく、紛失する支給認定証をいらないため、支給認定証の交付を希望する保護者だけに交付するよう制度改正を希望する。</p> <p>○提案市と同様の支障あり、産前・産後から育児休暇への変更の場合等、通知して処理する場合が多い。</p> <p>○事務が複雑、保護者が理解の内容についてとまどいがある。</p> <p>○使用頻度の少なさや認定についての認識不足から認定証の紛失が多いため、任意交付としてほしい。</p> <p>○支給認定証を保護者が実際に使用する機会が非常に少ない。3号から2号へ変わった時、条件が変わるたびに発行するのは非常に手続きが煩雑で、事務処理の負担や経費の負担(認定証の印刷や郵送料)が大きい。</p> <p>○保護者において、支給認定証を使用して手続きを行うことは、ほぼない等しい。しかし、後者必要事由、保育必要量など認定内容に変更が生じることが多く、その都度、保護者から変更前の支給認定証を返還してもらわなければならないのは、保護者にとって負担となっている。よって、保護者の負担軽減及び事務の軽減化において、支給認定証の発行は、保護者からの交付依頼があった場合にのみ交付する、任意交付に改定する必要がある。</p> <p>○子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多々見受けられる。また取りまとめを行う保育所等も現場の全員の先生方が理解しているわけではないので、復讐にあつては保護者へ提出案内をしなければならぬと理解も負担が掛かっている。</p> <p>○支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、返還させることに必要性がないと感じている。</p> <p>○本館においては、提案市同様、支給認定証の使用頻度の少なから保護者が紛失してしまっているケースも多く、支給認定証を保管していないといけないと理解している保護者が少なくない実態がある(各市町村より)。特に、3号認定から2号認定への切り替え等は多々発生する事案であることから、提案市同様任意交付制度に同意する。</p> <p>○提案市と同様、現場において保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童が、保育所に転園を希望することはほとんどない。保護者に支給認定証を受けているという意識が薄く、2・3号認定児について支給認定に関する変更があった場合、事業者が保護者の実態を把握して届出を勧奨する機会がほとんどである。届出の際は支給認定証の回収を求めるが、使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。支給認定証の紛失に伴う交付の申請は、平日2号認定中に行われた。子育て世帯の母親はパート等正規労働者も多く、求職一就労一失業により退職一求職一職業訓練一求職一就労一と結果的に状況が変わる保護者もあり、変更後の支給認定証が交付される前に再度状況が変わっている場合もある。現場市では、保育認定の支給認定こと約1400人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る申請件数が延べ550件に上っており、保護者、事業者、自治体の3者によって負担となっている。支給認定証の交付が任意となれば、保護者の保管・返還義務、事業者の取りまとめ、自治体の発行事務がなくなり、3者とも負担軽減が図れるものと考ええる。</p>	<p>○子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとなっている。</p> <p>○支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができ、市町村にとっても当該小学校就学前子どもの認定区分等の証明となり、教育・保育給付の不正支給を防ぐこと、ができること、保護者、市町村、施設側の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難である。</p> <p>○また、支障事例に示されている事例のうち、3号認定から2号認定への変更については、支給認定有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能とするなど、支給認定及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとっているところである。</p> <p>○加えて、今回の提案を踏まえ更なる事務負担軽減のため、支給認定証については保護者の同意を得れば施設側が預かることも運用上認められることを明確化し、その旨FAQ等によりお示ししていくこととしたい。</p>





管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									支障事例		
											団体名	支障事例	
280	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度における認定こども園児童の保護者の保育必要時間等に応じて、市町村が決定を行うこととされている「保育標準時間」「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。	子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間と比べ保育時間が9時間短い、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。 また、法人・市町村に対しても支給認定の変更事務が非常に重い負担となつているなど、制度にメリットが乏しく、運営法人の中には認定こども園を返上したいという声すらある。	保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の複雑さを理由として幼稚園から認定こども園に移行しない園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効と考える。 また、現在、短時間認定を受け、認定外の時間外勤務が生じた際は保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。	子ども・子育て支援法第20条第3項	内閣府、厚生労働省	箕面市		<p>支障事例</p> <p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増えているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は大きくあり、短時間認定を受け、就労の側で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同程度の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消をすることができ、</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは結果であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合であっても、勤務時間等によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を兼ね、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は増大のものとなっている。支給認定に係る事務により、事業者への負担増(手続・費用等)となっているため、必要性を認める。</p> <p>○【地域における課題】保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得ようとする保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組みできるようになる。</p> <p>○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするため、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。</p> <p>○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる仕組みとなっている。</p> <p>○従来のとおり認定区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択の幅を狭めるものである。また、子育ての一義の責任は保護者が負うものであり、保育の実態に当たっては保護者がその就労実態等に応じて、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。</p>		
23	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園法が定める公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	【改正の効果】 地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面の向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。 【園が進める政策との関係】 町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、園が最重要課題として推進する一徳総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町				公私連携幼保連携型認定こども園は、民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうことを期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことにより、市町村がその運営に一定の責任を果たす、あくまでも民間法人立の幼保連携型認定こども園であることから、当該規定の適用は不適当である。
24	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	管理番号23に同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町			幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国及び国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはこれに当てはまらずに民間法人に認められているところ。 地方独立行政法人を幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制等様々な観点から慎重な検討が必要である。
27	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に關し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、そのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考えられる。	市町村が地域の実情に応じ就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県	北海道、徳島県、高知県、沖縄県	<p>○本県においても同様、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に行う必要があることから制度改正を要する。</p> <p>○保育や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となつており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。</p> <p>○本県においても、社会福祉法人の施設認可及び施設整備に係る補助事業を市が行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の施設認可は県が行うという事案が発生しており、施設の設置を目的とするにおいては、県・市それぞれが協議する必要があるほか、県・市それぞれの事業の進捗状況等を相互確認する必要があるなど、事務の複雑化の一因となっている。</p> <p>○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の更新など、それぞれに手続を要している。</p>	保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。
142	A	権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については、確かな判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化するることにより、事業者の利便性が向上する。 また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を確保している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけることができるときは、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県	<p>○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となつており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。</p> <p>○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する例指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。</p> <p>○本県と同様の状況であり、中核市の域内に幼保連携型以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをとらなければならないため、事業者の負担感が大きい。 県と中核市の間で、十分な情報共有を図っているものの、当該市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については、確かな判断を示すことができないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。</p> <p>○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の更新など、それぞれに手続を要している。</p>	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について(平成25年12月10日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市や中核市の認定状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っている。	



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名		
68	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における要件緩和	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開所日数をふくめることができるよう要件緩和を図りたい。	土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人数が限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し、双方の開所日数が効率的である。しかしながら、各支庁合同で実施した場合、1か所しか開所施設とならない。開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上事業所に該当しなくなる可能性がある。	放課後児童健全育成事業所の効率的な運営 放課後児童支援員(職員)等の確保及び処遇改善	・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年児童発052(第6号)) ・子ども子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	三鷹市	三鷹市、小山市、新居町、長野市、名古屋市、岐阜市、津市、宇治市、八幡平市、久留米市	〇開所した支援の施設がカウントされないことから、年間開所日数を維持するため、無理を支援の単位ごとに人員配置し開所しているところが多い。 〇本市でも、土曜日は複数の学童クラブを1つの学童クラブに集約し合同で行っている事例があるが、利用人数の差が大きいことによる対応に苦慮している。 〇本市においても、土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)があり、放課後児童支援員の人数が限られていることから、同一学校区内において2つの学童クラブは、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。 〇本市においても、土曜日のクラブ利用希望については、各クラブごとに少ないながらも利用希望があるため、各クラブごとに少ない参加人数による個別開所を実施するよりも、同一地域のクラブにおいて合同実施の希望がある場合は、合同で実施して子どもを交差させることに合理的な配慮することが放課後児童健全育成事業に資すると思われる。また、年間開所日数加算で250日以上の要件を満たすために、利用ニーズが少ない日も複数クラブ開設を余儀なくされており、非効率的な運営となっていることから、左記提案事項に共同提案団体として参事するもの。 〇本市においても、土曜日の利用については、平日の2室または3室運営から1室で行っているところがある。 〇土曜日については、通所児童数が通常時の半数にも満たない学童クラブが多いため、放課後児童支援員の確保に苦慮している現状において、同一の学校区において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約した方が効率的である。しかしながら、2クラブ合同で実施した場合、支援員を各名以上(2クラブ相当分)配置しなければ2か所を開所扱いにできないとすると、開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性があり、合同実施が難しい。 〇本市では同一学校に複数の学童クラブは存在しないが、土曜日の開所については同様の課題がある。本市では土曜日は月2回の開所としているが、通所児童数が10人に満たないクラブがほとんどである。土曜日の開所を必要とする利用者のニーズもあり、今後は土曜日開所の増加を検討する必要があると考えている。しかしながら、支援員の人員不足による負担増や経費などの課題があり、個々のクラブでの土曜日開所日数の増加は大変厳しい状況となっている。 〇同一学校において複数の学童クラブ(支援の単位)を有する場合は、土曜日は利用児童数が少ないことから1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。	根拠法令等として掲げている「放課後児童健全育成事業」の実施について(以下「通知」という。))は、補助の対象となる放課後児童クラブの要件を定めるものであるため、当該通知中の「開所日数」や「職員体制」については、「放課後児童健全育成事業の確保及び運営に関する基準」により定められた日数や職員配置に引きずるものと考えている。そのため、放課後児童クラブを合同で実施した場合においても、放課後児童支援員数が支援の単位ごとに2人以上という基準を満たしていない場合は開所日数に含めることは困難である。	
68	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しているが、報道府県知事又は公安委員会が事前届出に確認し、標準及び証明書を交付しているが、次のように見直している。 ① 事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数だけの届出とする。	【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出には想像のつかない事態に遭遇するもの。 【支障事例】 事前届出済の車両であっても、災害発生後の標準・証明書の確認申請時、車両使用等は事前に確認申請書を作成し、確認者は事前に標準・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制における「一支援」体制を構築すると、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特性が異なる場合もある。このように、想定とは異なる事象も生じている。	事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとすることで、車両使用者にとって災害直後における確認申請に係る事務負担を軽減できるばかりか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。 同様に、車両毎の届出ではなく、使用者毎や使用台数のみの届出で標準及び証明書を交付するように見直すことで、使用者及び確認者双方にとって事務負担が軽減できる。また、非常時に緊急通行車両の届出があった場合でも、事業者毎に発行する仕組みであれば、車両を確認する事務が軽減され、その労力を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。	災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法施行令第33条第3、別記様式第4 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項 大規模災害に伴う交通規制実施要領(平成24年3月8日付け警察庁内規発第7号等)	内閣府、警察庁、総務省	新潟県、福島県、栃木県	茨城県、江戸川、八尾市	茨城県、江戸川、八尾市	〇災害時に、複数職種が事務を行うことは困難であり、対応に迅速に行えるよう事務の簡素化を図らなければならないこと。 〇当該申請の場合、現状7号様式への車両導入規制がかかるが、迅速では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、現状7号様式の内外を何度も確認しなければならぬ状況が発生する。事前届出の段階で、標準・証明書の交付が可能となることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。 また、救護活動や応急処置活動を実施する災害時協力施設団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で標準及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。	発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するよう災害時の交通規制の役割に照らせば、別様の理由から、標準・証明書の事前届出時の交付や通行を特定しない事業者ごとや台数での事前届出の交付は適切でない。 災害時の交通規制に際しては、標準の交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行って、災害発生後の復旧に際して必要な車両の通行を可能としている。(別添事例) なお、支障事例に「平成28年熊本地震に伴う...緊急通行車両確認申請を受けの際...事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった」とあるが、熊本地震においては緊急交通路を指定していないことから、事実確認である。
97	A 権限移譲	医療・福祉	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲	現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村に移譲する。(市町村以外のもので実施するものに限る。) 【備考】 〇「市町村以外のもの」にあたる事業者 一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等 病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等	【経緯】 一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。 病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事業)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。 【支障事例】 一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるのが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明までの程度を行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。 なお、病児保育事業の検査については、違反とされない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。	事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点について良把握していると考えられるため、検査主体としても適当と考えられる。	児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2	内閣府、厚生労働省	栃木県	茨城県、神奈川県、北九州市、大分市	茨城県、神奈川県、北九州市、大分市	事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行う必要があることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、対応は困難。	
99	日 地方に対する規制緩和	その他	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関する特定医療費の支給に関する事務における情報連携の提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関する事務において、種々の患者に対する医療に関する法律(以下、「種々の法律」という。))に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所情報」が含まれるよう、改善を求めたい。	【支障事例】 種々の法律に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等において、対象者の住所を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「種々の法律」という。))の第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関する事務において、種々の患者に対する医療に関する法律(以下、「種々の法律」という。))に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所情報」が含まれるよう、改善を求めたい。 また、住所情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住民基本台帳ネットワークシステム」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住民ネットワークシステムには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住民ネットワークシステムを利用するために端末が配備された部署まで出向が必要であり、住民ネットワークシステムを利用する場合は事務の効率化が図れない。	申請等の際の住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されることともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから、行政事務の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令	内閣府、総務省、厚生労働省	栃木県	山形県、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、滋賀県、鳥取県、高知県、岡山県、沖縄県	〇本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。 〇提案案と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の届出先を求めたことにより、住民にとって利便性の向上が図れない。また、住民ネットワークシステムに取得可能な情報が、届出先が本県にない申請を受け付ける保健所では確認できないこととなる。 〇現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通り住民票事務説明書を市役所で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。 〇種々の法律に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の届出先を求めるとになり、申請者の負担が増えることとなり、本県における認定事務の効率化が図れない。 〇種々の法律に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携で「住所地情報」が取得できないため、住民ネットワークによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。	住所情報については、住民基本台帳に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報連携ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。	
103	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康部長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「種々の法律」という。))の第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関する事務において、種々の患者に対する医療に関する法律(以下、「種々の法律」という。))に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所情報」が含まれるよう、改善を求めたい。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療費負担申請については、前者と違い入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に、個人番号を削除すること。	記載項目が減ること、申請者にとって記載に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコストが削減し等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条の3	内閣府、総務省、厚生労働省	茨城県、福島県、群馬県、新潟県	いわき市、埼玉県、東京都、長野県、大分市、京都府、大分市、大分市	〇法第37条の2について活用する予定は今後とも無いと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考えます。 〇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人番号の記載は不要と見なされ、記載しない場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらったため、患者の負担となっている。不要な個人情報を管理しなくてはならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。 〇申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の観点からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。 〇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療費公費負担申請については、所得税額等の調査は不要であるとも見なされ、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバーによる特定医療費の取扱い取扱いの中で、前述の不必要な情報は管理上好ましいないため、法第37条の2の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するための必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報連携ネットワークシステムを使用して情報連携を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 別表2に規定される特定個人情報の範囲については、上記の観点も踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供側側で提供が可能なものについて規定されているものです。 また、災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化の措置を活用した情報連携の提供を行うことが可能であり、その経費については災害救助法に規定されています。 一方で、長期的・継続的な対応が必要な福祉的な支援については、緊急救助である災害救助法ではなく、介護保険制度や障害者福祉制度などの一般救済制度に振り分けられるべきものであり、緊急救助である災害救助法や緊急ショートステイなどの活用も検討されたい。 また、災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化の措置を活用した情報連携の提供を行うことが可能であり、その経費については災害救助法に規定されています。 なお、この提案の内容については、災害救助法において法の実施主体である都道府県知事に規制をかけているものではなく、介護保険制度を含め、現行制度下において対応可能なものとも考えます。	
120	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。))」を、同法第7条の「救助」に従事させることができるものには「福祉(介護を含む。))」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設置に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。 【支障事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置づけが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができます。適切な支援体制の確保が困難である。 【制度改正の必要性】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期化し及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスへの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたこと。	災害救助法の救助の種類に福祉を規定することで、位置付けが明確となり、福祉・介護等専門職員の派遣が速やかに行われ、災害時における要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。	災害救助法第4条、第7条	内閣府、厚生労働省	岩手県	補強資料 ①28.6.7(予定)岩手県からの政策提言 ②27.11北海道東北地方知事会 震災提言 ③28.5.29岩手日報	北海道、茨城県、東京都、新潟県、静岡県、長野県、滋賀県、京都府、群馬県、鳥取県、大分市、大分市、大分市、大分市、大分市、大分市	災害救助法において福祉(介護を含む)が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉地域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その人材派遣の費用負担の現況の把握について、法令上の位置づけが不明確なため苦慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護・福祉・介護等専門職員等の派遣が速やかに行われるものとなる。 〇本市の約半数は0歳で、今後、将来的には40歳を超えていくことが予想されている。このような背景を踏まえ、介護・福祉・介護等専門職員等の派遣は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時の支援について、明確に位置づける必要があると思われる。 〇過去の災害において、要配慮者支援が避難所設置に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが各災害時において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してよいと考える。 〇国体地域防災計画 震災編(平成26年修正)において、制度(福祉保障用)は、福祉関係団体等の協力によりボランティア等を通じて、災害時に対する広域的支援を実施することとなっている。しかし、福祉支援が災害救助法に位置づけられていないことが、被災後の円滑な支援取組に支障を及ぼしている。 〇本市においても、被災者に対する福祉的支援へのニーズは高く、災害時の取組ではなく、明確化する。要配慮者支援に係るより迅速な対応が可能となる。 〇現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の貸し出し」が、どこまでが要配慮者に対する救助として対象となるのかが明確な部分があるため、「福祉(介護を含む。))」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。	災害救助法に基づく緊急救助については、発災後、応急的・一時的に行うものであることから、直ちに生命上の危険が及ぶような場合に、福祉(介護を含む)については、避難所において医療を提供することが可能であり、その経費については災害救助法等に規定されています。	







管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	障事例	
177	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化	【再提案理由】平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(426.10→427.10、2.131人増)。このようななか、一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、園全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策についての対応方針について」が発出され、園の基準を上回る部分を活用して保育所等への受け入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【障事例】認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土壌に余裕がある地域と同じ面積が求められる。本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、園が定める特例基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確保が困難であった。	地域の事情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。 園庭の設置場所に関する要件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合				○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を園外にも向け、遊びのイメージに園内と園外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入り出ることができる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。 ○園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、上記の幼児教育の目的達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。 ○また、同じ幼児教育を行うことを目的としている幼稚園よりも基準を低くすることは、幼保連携型認定こども園の基本的な考え方を重なるものであるとし、要件緩和により幼児教育施設としての質の確保を担保できないおそれがあり、保育の量の拡充のみならず質の確保も掲げている「コンソシアー併給連携プラン」と照準を来す可能性もある。
178	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	【現状】都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならぬとされている。 【障事例】①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要だと、また、火警や自然災害、季節にない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できるとも職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2・1、1・2歳児6・1、3歳児20・1 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。	3階建ての建物はまだ好ましくないと考えるが、都市部で整備用地が少ない都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階に設置できることにより、施設整備が促進する。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合				○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を園外にも向け、遊びのイメージに園内と園外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入り出ることができる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。 ○3歳以上の園児の保育室の設置についても、そういった観点(3階以上と園庭が身近な環境とならない)により、幼稚園と同様に2階以下としている。 ○保育室と園庭の位置関係は幼児教育の根本に関わる重要なものであり、無条件で3階以上の設置を認めることについては、上記の幼児教育の目的達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。 ○幼保連携型認定こども園の場合については、都市部の保育所からの移行等を鑑み、園上層に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているので、上記の教育的観点を踏まえその基準を渡したい。
181	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業の補助要件の設定	【再提案理由】現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案等は看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。 【障事例】本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行っていないが、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に利用児童数が定員2名以下の場合は、看護師1名の配置で対応する。本県では、こうした状況から平成27年度から単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置)。県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、(利用児童2名、看護師等1名を配置)部屋を保育用リフォームして、ベッド2台を配置し、診療室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特設の支障も生じていないことから、今後も活用が見込まれている。	人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進され地方における子育て環境の充実、女性の活躍促進に資する。	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市	神奈川県、長野県、岐阜市、福岡市	○病児保育事業の保育士配置はされているが今後、新たな保育士確保にあたっては困難な状況が想定される。 ○当町の病児保育では定員の設定を2名までとしており、2名に対しては看護師1名までの対応でも可能なならば、保育士確保の面で費用の面でも負担が軽減。 ○市域が広く、実施施設が偏在しているため、サービスが利用しにくい空白地域がどうしてもできしてしまう。 ○医療機関併設型の施設が市内に無く、既存の施設(児童養護施設・保育園が実施)の利用には、かかりつけの運搬が必要となる。利用者や医療機関にとって手配が困難。 ○病児・病後児保育事業の事業に踏み切れない理由のひとつとして、保育士確保が困難であるとの声があるため、有意義であると考え。 ○当市においても、利用児童に応じた保育士の確保に苦慮しており、施設から基準を緩和してほしいという意見が出されている。	○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。 ○一方で、看護師は病児保育者に対する療養又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。 ○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。	
219	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリー・サポートセンターの円滑な設立・運営の強化 【障事例】病児・病後児ファミリー・サポートセンターの設立・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について市町村及びファミサポ運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家族のうちどこか心配」という提供会員の不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングを行いつつ、県内の病児・病後児ファミリー・サポートセンターの事業展開が円滑に進まない状況にある。 病児・病後児ファミリー・サポートセンター事業を進めていくに当たっては、感染症対策は特に重要である。一方、子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象の記載は「実施に必要な経費」と曖昧であり、感染症対策に関する経費について対象経費となることが認められないことから、提供会員・依頼会双方の要望に応える設立・運営に踏み切れず、「仕事と子育ての両立」を病児・病後児ファミリー・サポートセンター事業を通じて推進していきたい県としても、理解を得ることに苦慮している。	病児・病後児ファミリー・サポートセンターに対する市町村の取組が促進され、女性が働き続ける上で「最大の阻害要因」といわれている病児対応への課題が大きく解消される。	子ども・子育て支援交付金要綱第3条	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、堺市	倉敷市、岡門市、北高町、姫住町	○病児・病後児ファミリー・サポートセンターについては、様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について運営及び利用者からの要望がある。子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象に記載されることにより事業の運営の円滑化が図れると考えられている。 ○ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かりを行うため、運営者から感染症対策の強化についての強い要望が出ている。また、感染症に対して不安を抱えている提供会員も多いため、事業展開が容易に進まない状況にあるが、感染症対策は特に重要であると考えられている。 ○子ども・子育て支援交付金の交付対象は「実施に必要な経費」と曖昧な記載があるため、感染症対策に関する経費について交付対象であるかが認められず、提供会員・依頼会双方の要望に応える設立・運営に踏み切れない。	別添、通知を提出する予定である。 「ファミリー・サポート・センター事業における感染症対策について」として、以下2点の内容を記載したものを提出する。 ・感染症対策に留意しいたこと ・ファミリー・サポート・センター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒薬などの消耗品も、従前どおり運営費(交付対象)に含まれること	
220	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病後・病後児ファミリー・サポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であることや、預からない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士」の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在する。保育士配置を義務付けようとするに、病児保育施設での人材不足や個人で個人で責任が大きい状況となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げしまつている。 このような中、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリー・サポート・センターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリー・サポート・センター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て支援の体制整備が着実に進んでいることから、これら会員を力として活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。	病児・病後児ファミリー・サポートセンター提供会員による病児保育の対応が可能となることで、現行の配置基準では対応できないような柔軟な人材手当てによる病児保育事業の安定的な運営につながることができ、地方における安心できる子育て環境の確保に資する。	病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	長野県、岡門市	○ファミリー・サポート・センター事業においては、体調の変化が起こりやすい乳幼児の預かりをする場合、提供会員は、特に慎重な対応を求められる。 ファミリー・サポート・センター病児・病後児預かり事業において、提供会員の不安感を払拭する規制緩和については、必ずしも必要とまでは考えられない。 病児保育事業と病児・病後児預かり事業を同じ施設において実施すると、利用料金や雇用形態などの運用面において、明確な基準を策定することが課題とされている。 ○保育士不足から、今後、本案件の対応が懸念されている。 そのため、提案内容に同意するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の改正内容である、「保育の担い手確保」の要件も取り入れるべきと考える。	○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。 ファミリー・サポート・センター事業は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家とはいえない。 ○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
196	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用を主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限り)を追加すること。(貸与申請、返還免除・返還滞りに係る事務に必要な・障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を追加すること。(貸与申請、返還免除・返還滞りに係る事務に必要な・障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合		北海道、長崎県、大分県、沖縄県 ○高専学校奨学金でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考ええる。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学費の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。	マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は家計で個人番号を利用することができる事務を定めることが可能であり、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能です。	
290	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。	公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて揃えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市		北海道、神奈川県、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。 円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。 ○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて揃えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。 その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告: 約127,000件 ・家賃減免: 約30,000件 ・入居決定: 約5,000件 ・同居承認: 約2,000件 ・地位承継: 約2,000件	情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分類の情報を紐付けすることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするともに、情報連携をすることができる場合はマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。	
299	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	【支障事例】公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【効果】情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分		中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。		



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
	区分	分野								団体名			
										団体名	支障事例		
243	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	「広域的な視点での救助の必要性判断」大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。【適用が想定される災害】南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	・被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。 ・関西広域連合においては、関西広域連合及び構成府県市や関係機関・団体等が、南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、とるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」の策定、同プランに基づく具体的な活動手段を定めた「関西広域応援・受援実施要綱」の作成、さらには、大規模災害が発生した場合を想定した広域訓練の実施など、広域調整機能を発揮している。府県域を超える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合が、広域的な視点で検討・決定することにより、一定水準の救助内容が確保され、広域的に均等的とれた救助を速やかに実現することができる。  【構成府県との役割分担】 関西広域連合：連合管内の救助水準の決定 構成府県：救助の実施	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○複数の府県を跨がる大規模広域災害の場合、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要となる場合もあるため、関西広域連合が調整し、決定することが効果的である。  そのため、一般基準についても民間総務大臣が定めた基準にない、予め都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているため、ご提案の内容は法律の趣旨に資するため、賛同することはできない。  なお、協議については文書をもって行うこととされているが、担当者間における電話等事前協議を行い、事後的に文書で正式に協議を行うなど事務の簡素化を図っているところである。		
244	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。))に定める国の復興基本方針にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。	【国主導の復興推進】 阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するしきりが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあっても、国主導の復興推進は、地域主体の復興の意を、被災自治体の復興が実現できる制度的枠組みが不可欠である。しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。 大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組への転換が必要である。	被災都道府県の意見が確実に国の復興基本方針に反映されることとなり、地域主体の復興推進が実現する。	大規模災害からの復興に関する法律第7条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律」(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものであり、復興基本方針の策定においても、被災地・被災自治体の意向を十分に反映させる必要がある。このため、国において、復興基本方針が復興基本方針として作られる際に、関係地方公共団体の長や有識者等が委員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられ(第6条第2項及び第7条第4項)、現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることとされている。 実際、復興基本方針が策定される場合には、被災地域の意向を十分に踏まえたものとなるような委員会の構成を行うこととなると考えている。	
245	A	権限移譲	消防・防災・安全	関西広域連合への復興方針策定権限の付与	【関西広域連合による復興方針の策定】 大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。 関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広大なエリアにわたる地域が南海トラフ地震や大規模直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では不足し、地域全体の長期的なあり方展望した広域調整が必要となる。 府県域を超える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を踏まえて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与するべきである。	・府県・政令市で構成する関西広域連合が復興方針を策定することにより、関西全体を見据えた復興の姿が迅速に示され、実現する。  【構成府県との役割分担】 関西広域連合：広域課題に基づく復興方針の策定 構成府県：上記以外にかかる復興方針の策定	大規模災害からの復興に関する法律第9条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○広範囲にわたる大規模災害が発生した場合の復興のためには各府県単独で復興計画を策定することは、府県間の連携が考慮されておらず、復興の支障となり得ると考える。効果的な復興のためには関西広域連合が司令塔となり府県を超えた長年に渡る広域的調整を行い、復興計画を策定すべき。		
265	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における食料提供の特例に関する撤入施設の緩和	撤入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限定されていることから、次のような支障が生じている。 ① 連携施設では給食撤入のノウハウがないため、給食及び撤入時に起きる事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。 ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すと、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から撤入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。 ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業者では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部撤入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままだでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。	外部撤入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の参入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第16条第2項	内閣府、厚生労働省	特別区長会	いわき市、神奈川県、高知県	○調理室のない幼稚園、空き教室等を活用し小規模保育事業を継続している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接する民間給食センターからの外部撤入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほか、遠方の連携施設から撤入する際の衛生上のリスクを負うことなく保育の提供が可能となり、合理的であるため、外部撤入の確保の緩和に資する。  ○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のため「食」は大変重要な役割であり、乳幼児期における食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・養育につなげる上での重要な役割を担っている。食育サービスの提供の観点から、食に関する取組を積極的に行うことが求められている。 ○家庭的保育事業者は、保育所(児童20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。 ○加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって育児状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する等があり、アレルギーについても特別の注意が必要である。 ○こうした点を踏まえ、家庭的保育事業者等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部撤入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみ認めるとともに、外部撤入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や取組が可能に施設に限定していることである。 ○本事業は、子どもサービスの特性や育保の重要性、安全性の確保・配慮への視点を含め、対応は困難。		
266	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児入所施設は100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業者の卒園児を受け入れられず、認可保育所等との連携が難しい。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等と連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受け入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受け入れのための連携施設を設ける必要性が低い。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が促して事業者の参入を阻害する要因となっている。	待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に満たない広面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	文京区、多摩市、神奈川県、横浜市、青森市、京都府、八女市、大分市	○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できない施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、歴史的に小規模施設からの受け入れをすることができないことである。5年以内に変更される旨の意向を踏まえ、改正が望ましい。 ○連携施設が生じている未実現の状況を解消するため、小規模保育事業者の整備を進めているが、3歳の壁が生じている現状があり、本市では、小規模保育事業所卒業生に加点することで、どこかの園に入園できるよう調整しているが、連携施設として参入を限定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまっており、小規模保育事業者から連携施設を確保することは困難とされている。 ○連携施設が確保している本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。 ○3歳未満児の待機児童削減に向けて、小規模保育所3園の新設や家庭的保育事業者の定員拡大を進めている。この連携して、幼稚園の空きも併せての移行により施設上の保育が必要時期(2年度)の定員拡大を確保していることだが、幼稚園の空きも併せての移行により施設上の保育が必要時期(2年度)の定員拡大を確保していることだが、幼稚園の空きも併せての移行により施設上の保育が必要時期(2年度)の定員拡大を確保していることである。 ○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳児の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供において、児童の受け入れ又は職員の手配をす余裕が確保できず、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、幼稚園が受け入れ先となる保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、経過措置を「当分の間」とする必要がある。 ○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け入れを促進、奨励することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない状況下において、3歳児以降の受け入れの設定を前提とした小規模保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に類似した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童削減に有効であることから、経過措置期間を「当分の間」とし、延長することを要するものである。		
276	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	【提案の背景】 取組の促進を目的として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の交通安全に関する法律(以下「自転車法」という。))に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っていることである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50cc以下の原動機付自転車(以下、「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車の対象としており、道路交通法第40条に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下、原付一種(排気量50cc以下)との区別は、排気量の大きさによって区別が不明瞭である。また、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねられる。) 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ない、歩道の通行機能を阻害している場合が生じている。自動二輪車の放置を認めた場合は、その程度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることと対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をするこも年に一度か二度はあるが、その場にすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらない原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の交通安全に関する法律第2条第1項第2号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市	松本市、厚木市、伊丹市、徳島県	○自動二輪車の設置を認めたときは、その程度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路交通法第40条に定める原付二種までは撤去対象とするため、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努める。 ○本市の自転車等放置禁止条例により道路、自転車等駐車場に放置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車(以下「原付二種」)は、撤去の対象となる。撤去の対象となる自転車等放置禁止条例については、地方公共団体の条例に委ねられることとされているものである。したがって、本市では地方公共団体が行う自動二輪車の措置を挙げれば、地方公共団体は、その自主性に基づき、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できる。 【警察庁】 警察庁においても回答可能な事項なし 【国土交通省】 本件提案にある放置自転車等の撤去に関する場合は、国土交通省の所管するところではない。  ○本市では、取組を促進する区域に限定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼を受けた場合は、当該自転車及び原動機付自転車への撤去の依頼を認めている。したがって、道路交通法第40条に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、区別をされず、撤去につながる可能性がある。  ○本市においても、自動二輪車の撤去については、その程度、警察に連携し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
283	B	地方に対する規制緩和	その他	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。	条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。	地方税法	内閣府、総務省	神奈川県	<p>青森県、埼玉県、横浜府、滋賀県、徳島県、熊本県</p> <p>〇本県においても、平成25年12月に「県税条例に附ける寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定例会議に提案している。</p> <p>提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。</p> <p>本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。</p> <p>そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。</p> <p>〇指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。</p> <p>〇本県でも、NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。</p> <p>そこで、認定NPOは一定の審議的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せていただくよう同様に提案している。</p>	<p>内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。</p> <p>地方税法第37条の第1項第4号又は第34条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の控除対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPS T要件を満たすものとしておられる。</p> <p>これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。</p> <p>このため、より機動的な手続きが求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。</p> <p>また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に關わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に關する内容については、議会でご議論いただくべきものと考えている。</p>	